

下松市・記者発表（配布）資料

令和8年10月2日

部 課 名	課 長	担 当	連 絡 先（直通）
上下水道局 企画総務課	深野 浩明	奥藤 芳幸	0833-41-2150
1. 件 名	水道メーターの盗難被害発生について		
2. 概 要	令和8年9月29日（火）、本局の検針業務受託業者の検針員が旗岡地区の定期検針（2箇月に1度）を実施したところ、同地区内の市営住宅及び民間アパートの数棟において、水道メーターが取り外されていることを確認し、盗難被害に遭ったことが判明しました。 水道メーターは、原則として上下水道局の所有物であり、水道使用者に貸与しているものです。今回盗難された水道メーターは、いずれも口径 13mm のもので、被害に遭ったものは全て空家となっている部屋に設置されていたものです。 現時点では、居住中の水道使用者に貸与している水道メーターへの被害は確認されておらず、給水に直接支障が生じている事案も確認されていません。 同地区の前回の検針は7月28日であり、その時点では異常は確認されていないため、被害は同日以降、今回の検針までの間に発生したものと考えられます。 ※部屋によっては、前回検針以後に閉栓作業をした部屋もあるため、当該部屋はその作業日（直近で8月28日）以降に被害が発生したものと考えられます。		
3. 被害状況	水道メーター 合計45個 （内訳）市営住宅： 43個 民間アパート： 2個		

4. 被害額	盗難された水道メーターの新品購入価格は１個当たり 2,970 円（税込み）であるため、４５個分では 133,650 円（税込み）相当となります。
5. 今後の対応	盗難被害防止のため、使用されていない不要な水道メーターについては、使用見込み等を踏まえあらかじめ撤去することを基本とするとともに、関係部署や関係機関とも連携しながら、必要な点検や注意喚起の強化について検討していきます。
6. その他	今回の盗難被害発生については、１０月１日に下松警察署へ被害の届出を行っています。 また、今回検針していない地区の市営住宅等において同様の被害が発生していないか確認を進めてまいります。 市民の皆様におかれましては、水道メーター周辺に不自然な状況や不審者、不審車両等を確認された場合は、警察又は上下水道局へ情報提供いただきますようお願いいたします。 【参考】新品の水道メーター（口径１３mm） 